

(新)

株式会社 優有

運 営 規 程

やすらぎの家 ゆう

# 株式会社 優有

(通所介護事業・介護予防通所介護事業)

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社優有（以下、「事業所」と言う）が行う指定通所介護の事業（以下、「通所介護事業」と言う）及び、指定介護予防通所介護の事業（以下、「介護予防通所介護事業」と言う）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所介護事業及び、介護予防通所介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 介護予防通所介護事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1 名 称 やすらぎの家 ゆう

2 所在地 山梨県富士吉田市上吉田東八丁目8番16号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理、利用者の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業者等、他の関係機関との連絡調整などを行う。

(3) 介護職員 2名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。

(4) 看護職員 1名以上

健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営 業 日 . . . 毎週月曜日から日曜日までとする。但し、毎年12月31日から翌年1月3日まで、及び事業所が特別の事情により定めた日は休業する。

休業日について、利用者及びその家族からの要望があり、かつ、当事業所の勤務体制が確保できる場合に限り、営業することができるものとする。

(2) 営 業 時 間 . . . 午前9時00分～午後5時00分

(3) サービス提供時間 . . . 午前9時30分～午後4時30分

(利用定員)

第6条 利用定員は、通所介護事業及び介護予防通所介護事業の人数を合算して20人とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は次の通りとする。

- 1 日常生活上の援助
- 2 機能訓練
- 3 健康状態の確認
- 4 食事の提供
- 5 入浴介助
- 6 居宅から事業所までの送迎
- 7 その他、介護等に関する相談

(介護予防通所介護の内容)

第8条 介護予防通所介護の内容は次の通りとする。

- 1 日常生活上の援助
- 2 機能訓練
- 3 健康状態の確認
- 4 食事の提供
- 5 入浴介助
- 6 居宅から事業所までの送迎
- 7 その他、介護等に関する相談

(通所介護及び介護予防通所介護の利用料)

第9条 通所介護及び介護予防通所介護の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、各負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるものの他、利用者の希望により次の便宜を提供した場合は、その利用料の支払を受けるものとする。

(1) 食費

1食あたり . . . 500円

(2) おむつ代 . . . 実費

- (3) 前各号に掲げるものの他、通所介護及び介護予防通所介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用・・・実費

- 3 前項の便宜を提供する際には、利用者又はその家族に対して事前に理解しやすいよう説明を行った上で、文書により同意を得なければならない。

#### (実施地域)

第10条 通常の実施地域は、次の通りとする。

富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・鳴沢村・忍野村・山中湖村

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての留意事項は、次の通りとする。

- (1) 利用者は事業所従業者の指示、指導に留意し、他の利用者への迷惑行為を慎むこと
- (2) 事業所の環境整備、衛星保持に協力すること
- (3) その他、事業所が特別定める利用規則がある場合、それに従うこと

#### (苦情処理)

第12条 提供した通所介護及び介護予防通所介護に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他の措置を講ずるものとする。

#### (緊急時における対応方法)

第13条 通所介護及び介護予防通所介護サービスの提供中に、利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を講ずるものとする。

#### (非常災害対策)

第14条 通所介護及び介護予防通所介護サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、事業所従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 3 前各号に定める虐待防止に関する事項は、管理者を責任者として実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 従業員は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社優有と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 6年 3月31日から施行する。